

# 令和5年度定期総会

ひょうご環境保全連絡会

# 次 第

令和5年度定期総会

## 議 事

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 令和4年度事業報告（案）及び収支決算（案）について |
| 第2号議案 | 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について |
| 第3号議案 | 役員改選（案）について               |

## 令和4年度事業報告（案）

### [本部事業]

#### 1 定期総会の開催

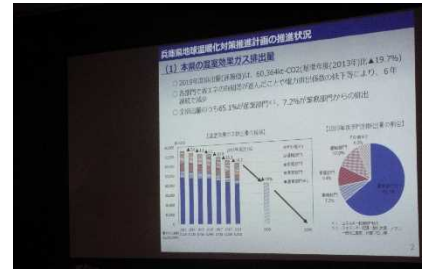
- (1) 日 時 令和4年6月13日（月）
- (2) 場 所 兵庫県民会館 9階 けんみんホール
- (3) 内 容
  - ア 議 事 第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算について  
第2号議案 令和4年度事業計画及び収支予算（案）について  
第3号議案 ひょうご環境保全連絡会規約の改正（案）について  
第4号議案 役員を選任（案）について
  - イ 特別講演 演 題：地球温暖化に対して私たちにできること  
講 師：株式会社ボーダレス・ジャパン ハチドリ電力代表 小野 悠希 氏
  - ウ その他 兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要について（兵庫県環境政策課）



定期総会



特別講演会



兵庫県の説明

#### 2 理事会等の開催

- (1) 理事会
  - ア 日 時 令和4年5月12日（木）
  - イ 場 所 兵庫県民会館 鶴
  - ウ 議 事 令和4年度定期総会の日程及び総会提出議案について 等
- (2) 幹事会（書 面 開 催）
  - ア 日 時 令和4年10月21日（金）、11月16日（水）、12月13日（火）（全て発送日）
  - イ 議 事 入会申込みについて
- (3) 幹事会（オンライン開催）
  - ア 日 時 令和5年3月29日（水）
  - イ 議 事 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画（案）について 等
- (4) 監 査
  - ア 日 時 令和4年4月14日（木）
  - イ 場 所 兵庫県庁西館 4階 会議室
  - ウ 議 事 令和3年度事業報告及び収支決算について

#### 3 会員の新規入会

令和4年度定期総会開催以降、新たに3名の者からの入会の申込みがあり、幹事会においてこれを承認した。

- (1) ダイハツ工業株式会社多田エンジニアリングセンター
- (2) 喜楽鋳業株式会社兵庫エネルギー工房神河
- (3) ニッタ化工品株式会社 明石工場

#### 4 普及啓発活動

##### (1) 「いえしま☆わくわく自然体験」の実施

海に親しむ様々な体験を通じて自然環境について考える機会を提供するため、県立いえしま自然体験センターと共同で、会員を対象とした環境学習会を実施した。

ア 日 時 令和4年9月3日(土)

イ 場 所 県立いえしま自然体験センター

ウ 参加者数 27名

エ 内 容 (午前) 地引き網体験、昼食(地引き網体験で獲れた魚も提供)  
(午後) カヌー・カヤック体験、磯観察、海水浴

(※同事業は2回の開催を予定していたが、台風の影響により1回の開催となった。)



地引き網体験①



地引き網体験②



カヌー・カヤック体験

##### (2) 海ごみ環境学習の実施

(公財)ひょうご環境創造協会ほか2団体と共催で、県内の中高生を対象に、海ごみに関する環境学習及び海岸清掃活動を実施した。

ア 日 時 令和4年10月1日(土)

イ 場 所 県立いえしま自然体験センター

ウ 参加者数 22名

エ 内 容 カヤック移動、浜でのごみ拾い、マイクロプラスチック実験



ごみ拾い①



ごみ拾い②

##### (3) 「ひょうご豊かで美しい里海再生シンポジウム」の開催

ひょうごの海を取り巻く現状や課題、豊かで美しい里海とは何かを考える契機とするため、兵庫県ほか2団体と共催でシンポジウムを開催した。

ア 日 時 令和4年10月29日(土)

イ 場 所 神戸市産業振興センター ハーバーホール(オンライン併用)

ウ 参加者数 330名

エ 内 容

(ア) 兵庫県栄養塩類管理計画について(兵庫県水大気課)

(イ) 講演: 瀬戸内海の栄養塩類はどこまで管理できるのか?

(大阪大学工学研究科地球総合工学専攻 准教授 中谷 祐介 氏)

(ウ) パネルディスカッション: 海のテロワール「おいしい資源循環」の地域デザイン

(エ) 講演：さかなクンのお魚と環境の話～ひょうごの海の豊かさを守ろう～



講演（中谷准教授）



講演（さかなクン）



パネルディスカッション

- (4) 「ひょうごローカルSDGs～つながろう私たちの海を守るために～活動報告会」開催  
 兵庫県と共催で、プラスチックの資源循環や、沿岸域で生物生息域の再生等に取り  
 組む企業、行政、地域団体等による活動報告会を開催し、日頃の取組内容や事例を  
 広く発信するとともに、団体間の交流の場を提供した。

ア 日 時 令和5年3月20日（月）  
 イ 場 所 兵庫県民会館 11階 パルテホール  
 ウ 参加者数 100名  
 エ 内 容

- (ア) 挨拶・趣旨説明（兵庫県 菅 範昭 環境部長）
- (イ) 各団体 事例紹介
- (ウ) ポスターセッション兼交流会
- (エ) 総括（兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 高田 知紀 准教授）



ポスターセッション兼交流会



発表全団体での記念撮影

- (5) 「豊かで美しい瀬戸内海」のおはなし（環境紙芝居）「アマモのもりへのぼうけん」の活用  
 ホームページで貸出案内を行うほか、兵庫県立大学環境  
 人間学部学生団体「いきものずかん」、ひょうご環境創造  
 協会及び広島県環境保健協会に各1部貸与し、活用を行っ  
 ている。



環境紙芝居

- (6) 水質汚濁防止法等の手引及び第8次水質総量規制関係資料の改訂  
 水質汚濁防止法等の手引（平成28年6月）及び第8次水質総量規制関係資料（平成  
 30年3月）を発行後、令和3年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正され、また、  
 令和4年10月に第9次水質総量削減計画が策定されたことから、手引を改訂した（配  
 布は令和5年度を予定）。

(7) 兵庫県エコドライブ運動推進本部の活動

ア 道路情報提供装置(電光掲示板)におけるエコドライブ啓発

兵庫県自動車公害防止月間である6月及び11月から1月にかけて、県道路保全課、県警、国道事務所、道路公社等の協力のもと、県内の国道・県道等に設置されている電光掲示板にエコドライブ啓発情報を掲載した。

イ エコドライブ啓発キャンペーン

エコドライブの更なる定着を図るため、県民・市町・事業者・地域団体等に啓発資材を提供し、イベントを支援した。

【令和4年度啓発キャンペーン実施(主なもの)】

実施場所(市町)	イベント名称等	実施日
加古川市	環境セミナー	5月21日
	エコ暮らし相談会	6月18日
	かこがわecoフェスタ	10月29日
尼崎市	尼崎市民まつり	10月2日
丹波市、 丹波篠山市	丹波の森フェスティバル、 ひょうご里山フェスタ	10月30日
神戸市	兵庫カーライフフェスタ	11月5日、6日
太子町	消費者行政出前講座	11月9日、28日
宝塚市	たからづか市民環境フォーラム	12月3日
高砂市	環境フェア	12月11日

ウ エコドライブシミュレーターの活用

エコドライブを手軽に楽しく体験できる場を広く提供するため、県が所有する「エコドライブシミュレーター」を市町等に貸出し、イベントを支援した。



エコドライブシミュレーター

【令和4年度エコドライブシミュレーター活用状況】

実施場所(市)	イベント名称等	実施日
尼崎市	エコあまフェスタ	6月11日
加東市	かとう夏のCOOL CHOICE ウィーク	7月25日～31日
尼崎市	尼崎市民まつり	10月2日
朝来市	さわやか環境フェスティバル	11月12日、13日
加東市	かとう冬のCOOL CHOICE ウィーク	12月19日～26日

エ エコドライブ啓発資材の作成等

エコドライブの実践を自主的に実施してもらうため、啓発用資材を作成し、会員や関係団体等に提供を行った。

オ エコドライブ啓発ちらしの作成

新たに自動車免許を取得する県民に、エコドライブ運転を心掛けてもらうため、県内の自動車教習所に啓発チラシを配布した。



エコドライブを啓発する資材及びチラシ

- (8) 「第4回ひょうごニュースecoフォーラム」への参加  
若者の企画・運営等への参画のもと開催された  
「第4回ひょうごニュースecoフォーラム」にて、本  
会の活動等を紹介するパネルを展示し、学生や企  
業、団体など幅広い環境の担い手に本会の事業内  
容を周知した。

ア 日 時 令和5年1月14日(土)

イ 場 所 デザイン・クリエイティブセンター神戸(KIITO)



展示ポスター

(9) 広報資料等の配布等

環境保全に関する意識の高揚のため、パンフレット及び冊子等を配布等した。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>ア 第8次水質総量規制関係資料</p> <p>イ 水質汚濁防止法等の手引</p> <p>ウ 大気汚染防止法等の手引</p> <p>エ 騒音・振動・悪臭関係法令の手引</p>  | } | <p>※法令集(①~④)</p> <p>会員は入会・改訂時に無料配布、</p> <p>非会員は有料販売</p> |
| <p>オ エコドライブのすすめ(エコドライブ啓発リーフレット)</p> <p>カ 自動車学校を卒業されるみなさまへ(エコドライブ啓発ちらし)</p> <p>キ ディーゼル自動車等運行規制ナビゲーション(リーフレット)</p> <p>ク 豊かで美しい瀬戸内海の再生へ—兵庫県の取組—(パンフレット)</p> <p>ケ プラスチックごみゼロアクション(パンフレット)</p> <p>コ みんなで守ろうひょうごの海(パンフレット)</p> |   |   |

5 県、市町及び関係団体事業に対する協力及び支援等

(1) 環境保全活動の支援

兵庫県内の環境保全のために活動している団体(13団体)に対して、活動に要する費用を助成した。(括弧内は団体の所在地)

- ア (一社)いえしま自然体験協会 (姫路市)
- イ (特非)樹木研究会こうべ (神戸市)
- ウ (特非)コミュニティ・サポートセンター神戸 (神戸市)
- エ コミュニティひばり環境部会 (宝塚市)
- オ すまエコまちの会 (神戸市)
- カ 住吉川小水力発電所を実現する会 (西宮市)
- キ (特非)たつの・赤トンボを増やそう会 (たつの市)
- ク (特非)PVネット兵庫グローバルサービス (神戸市)
- ケ 福田川クリーンクラブ (神戸市)
- コ (特非)フクロウの夢 (神戸市)
- サ (特非)三木自然愛好研究会 (三木市)
- シ 武庫川づくりと流域連携を進める会 (宝塚市)
- ス よこおみち森もりの会 (神戸市)



自然観察会



実地での講座

(2) 高校生による砂浜等でのマイクロプラスチック調査への支援

兵庫県、企業と連携し、海洋ごみ問題に取り組んでいる兵庫県立尼崎小田高等学校による砂浜等でのマイクロプラスチック調査の実施を支援した。



砂浜調査



海水調査



簡易分析の様子

(3) 企画展「海ごみ」のこと知りたいな～豊かな海ってなんだろう～」開催への支援

令和4年9月3日～25日に神戸市立須磨海浜水族園にて開催された、生物への影響やマイクロプラスチックの問題など「海ごみ」の現状に焦点をあてた標記企画展（(公財)ひょうご環境創造協会主催）の開催を支援した。



企画展の様子①



企画展の様子②



企画展の様子③

(4) 北摂里山地域循環共生圏の普及・啓発への支援

地域に賦存する資源を有効利用し、地産地消を行う地域循環共生圏を普及・啓発することを目的として、北摂里山地域循環共生圏構築検討会議等が行った「ひょう



「ご里山フェスタ2022」への出展に対して支援を行った。

- (5) 阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会への支援  
神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市の7市で構成する連絡会のゼロカーボン・ドライブの普及啓発事業を支援した。
- (6) クリーンアップひょうごキャンペーンへの支援  
兵庫県、県下全市町、(公財)ひょうご環境創造協会で構成される「クリーンアップひょうごキャンペーン推進協議会」が主催する、県下全域における環境美化統一キャンペーンを支援した。
- (7) 瀬戸内海環境保全活動等への支援  
(特非)瀬戸内海研究会議主催の「瀬戸内海の環境保全・創造研究ワークショップ」(令和4年12月14日)へ後援した。

## 6 情報交換、発信等

- (1) 情報配信  
メールやホームページにより、環境に関する情報を随時配信した。
- (2) 環境保全団体等との連携、情報共有等  
(公財)ひょうご環境創造協会や(公社)瀬戸内海環境保全協会と連携して、環境に関する情報の共有及び会員への情報提供等を行った。

### [支部事業]

#### <神戸支部(会員数：70)>

##### 1 支部運営委員会の開催

- (1) 日 時 令和4年8月23日(火)
- (2) 場 所 オンライン(ZOOM)
- (3) 出席者 神戸支部運営委員、事務局
- (4) 内 容 ア 運営委員の選出、イ 支部長の選出  
ウ 令和3年度支部事業報告、エ 令和4年度支部事業計画等審議

##### 2 環境保全活動の支援

- (1) 神戸市内の小中学生が取り組んだ研究や作品を発表する作品展に協賛した。  
場 所 バンドー神戸青少年科学館  
ア 第67回神戸市小学校理科・生活作品展  
令和4年9月10日(土)～9月19日(月・祝)  
展示作品数698点のうち、環境賞20作品  
イ 第66回神戸市立中学校技術・家庭科作品展  
令和4年9月29日(木)～10月2日(日)  
展示作品数909点のうち、環境賞20作品  
ウ 第70回神戸市立中学校理科作品展  
令和4年10月7日(金)～10月10日(月)  
出展作品数約700点のうち、環境賞20作品



展示ブースの様子

(2) 兵庫カーライフフェスタにおける環境啓発活動

次世代自動車の展示・試乗体験により「交通安全啓発」と「安全安心なカーライフの普及促進」を目的とした兵庫カーライフフェスタ 2022 に協賛した。

ア 実施期間 令和4年11月5日(土)、11月6日(日)

イ 来場者数 15,029人

3 施設見学会・講習会の開催

(1) 日時 令和4年12月6日(火)

(2) 場所

ア 講習会：神戸市商工会議所第3会議室

イ 施設見学会：

神戸液化水素荷役実証ターミナル

水素CGSスマートコミュニティ実証地

(3) 内容

ア 国際水素サプライチェーン構築に向けた取組

イ 水素ガスタービン開発と実証プロジェクトへの取組

(4) 参加者 25名



施設見学会の様子

<阪神支部(会員数：96)>

1 支部運営委員会の開催(書面開催)

(1) 日時 令和4年8月1日(月)(発送日)

(2) 内容 令和3年度事業報告・決算、令和4年度事業計画・予算について

2 支部会の開催(書面開催)

(1) 日時 令和4年8月16日(火)(発送日)

(2) 内容 令和3年度事業報告・決算、令和4年度事業計画・予算について

3 先進地視察研修の実施

(1) 日時 令和5年1月18日(水)

(2) 視察先 ア おおさかATCグリーンエコプラザ(大阪市)

イ 株式会社スマイリーアース(泉佐野市)

(3) 参加者数 18名

(4) 内容

ア 環境問題について学び、環境情報の発信や未来に向けた環境ビジネスを支援する総合展示場を見学した。

イ タオル製造における化学薬剤依存からの脱却を図り、タオル産地の開発課題であった河川問題を改善する技術革新「循環型環境ストレスフリーを実現したタオル生産プロセス」を見学した。



グリーンエコプラザ見学の様子



スマイリーアース見学の様子

- 4 環境保全啓発資材の配布  
環境保全啓発資材を作成し、阪神支部会員へ配布した。

### <東播磨支部(会員数：86)>

- 1 支部役員会の開催（書 面 開 催）
  - (1) 日 時 令和4年8月22日（月）（発送日）
  - (2) 内 容 令和4年度の支部事業計画・予算について
  
- 2 先進地視察の開催
  - (1) 日 時 令和4年11月14日（月）～11月18（金）  
各日 13：00～15：00
  - (2) 場 所 大阪ガス(株) カーボンニュートラルリサーチハブ
  - (3) 参加者 東播磨支部会員(29名)
  - (4) 内 容 大阪ガス(株)が取り組んでいる  
ア バイオマス事業  
イ VPP/再エネ事業  
ウ 水素・アンモニア事業  
エ メタネーション事業 を視察

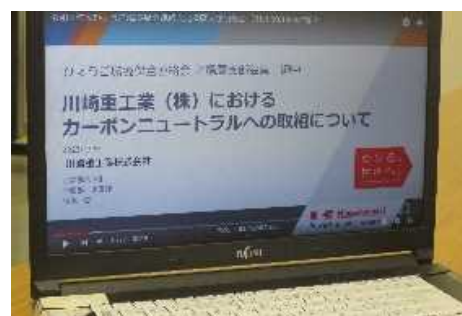


先進地視察の様子

- 3 啓発資材の作成  
環境保全啓発資材を作成し、東播磨支部会員に配布した。

### <北播磨支部(会員数：53)>

- 1 支部総会の開催（書 面 開 催）
  - (1) 日 時 令和4年7月12日（火）（発送日）
  - (2) 内 容 役員を選任、令和3年度事業報告・決算、令和4年度事業計画・予算について
  
- 2 研修会の開催
  - (1) 日 時 令和5年1月20日（金）
  - (2) 開催方法 WEB 配信（YouTube）
  - (3) 内 容  
演題：「川崎重工業（株）におけるカーボンニュートラルへの取組について」  
講師：川崎重工業株式会社  
水素戦略本部企画部企画課 布施 恵 氏  
演題：「カーボンニュートラルについて」  
講師：ひょうごSDGsネットワーク 理事  
北播磨地域地球温暖化防止活動推進連絡会会長 大嶋 俊英 氏



WEB 配信による研修会

- 3 環境保全活動への支援  
啓発イベント等配付用に環境グッズを作成し、北播磨支部会員に配布、また、環境学習の参加者や地球温暖化防止推進員研修会等のイベントで配布した。

## <西播磨支部(会員数：122)>

### 1 支部運営委員会の開催(書面開催)

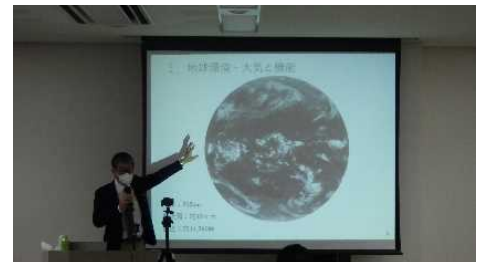
- (1) 日時 令和4年9月21日(水)(発送日)
- (2) 内容 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画(案)

### 2 「いえしま☆わくわく自然体験」の実施(本部との共同実施)

- (1) 日時 ア 令和4年9月3日(土)  
イ 令和4年9月17日(土)(※17日は悪天候のため中止)
- (2) 場所 県立いえしま自然体験センター等
- (3) 参加者数 8名(支部会員)
- (4) 内容 県立いえしま自然体験センターでの地引き網体験やカヌー・カヤック体験等

### 3 西播磨支部環境セミナーの開催

- (1) 日時 令和5年2月3日(金)
- (2) 場所 兵庫県姫路総合庁舎  
職員福利センター3階大会議室
- (3) 開催方法 対面・WEB配信(後日YouTube配信)



環境セミナーの様子

- (4) 参加者数 20名
- (5) 内容

演題：「脱炭素に向けた規制の動向と省エネのアプローチ」

講師：ESIコンサルティングオフィス代表・エネルギー管理士(熱・電気)・気象予報士  
鳥山 佳秀 氏

演題：「パナソニックの水素社会普及に向けた取組」

講師：パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社

スマートエネルギーシステム事業部 燃料電池事業横断推進室 水素事業企画課  
課長 河村 典彦 氏

### 4 環境保全活動への支援

環境保全啓発資料を作成し、西播磨支部会員へ配布した。

## <但馬支部(会員数：20)>

### 1 支部運営会議の開催(書面開催)

- (1) 日時 令和4年5月30日(月)(発送日)
- (2) 内容 令和3年度事業・精算報告、令和4年度事業計画・予算

### 2 環境保全活動団体への協賛

新さわやかな環境づくり但馬地域行動計画推進協議会が行う事業に共催として参加し、事業実施負担金として協賛金を支出した。

### 3 啓発活動の実施

さわやか環境フェスティバル(但馬まるごと感動市との共催)への出展

- (1) 日時 令和4年11月12日(土)・13日(日)
- (2) 開催場所 イオン和田山店駐車場出展ブース(朝来市和田山町枚田岡774)
- (3) 出展内容 エコドライブシミュレーターを使用し、来場者にエコドライブの普及啓発を図った。

- (4) 共同出展 但馬環境保全連絡会
- (5) 共催団体 新さわやかな環境づくり但馬地域  
行動計画推進協議会



出展ブースの様子

#### 4 研修会の実施

- (1) 環境保全関係図書を会員に配布した。
- (2) 但馬の環境保全を考える事例発表会の実施
  - ア 日 時 令和5年1月21日(土)
  - イ 場 所 但馬文教府 ふるさと交流館多目的ルーム
  - ウ 事例発表 「香美町へおいでコウノトリ！休耕田を利用した餌場づくり」他
  - エ 活動発表 県立豊岡総合高等学校・香住高等学校・豊岡高等学校
  - オ 共催団体 新さわやかな環境づくり但馬地域行動計画推進協議会



事例発表の様子



活動発表の様子

#### <丹波支部(会員数：19)>

##### 1 支部総会の開催(書面開催)

- (1) 日 時 令和4年8月10日(水)(発送日)
- (2) 内 容 令和3年度事業報告、令和4年度事業計画等について

##### 2 研修会の開催

###### (1) 不法投棄防止について ※丹波県民局と共催

- ア 日 時 令和4年10月12日(水) 14:00～15:45
- イ 場 所 ゆめタウンポップアップホール(丹波市)
- ウ 参加者数 67名
- エ 内 容
  - (ア) 講演：「兵庫県における環境事犯と対策について」  
講師：兵庫県環境部環境整備課 監視班長 平 孝洋 氏
  - (イ) 講演：「(一社)兵庫県産業資源循環協会について」  
講師：一般社団法人兵庫県産業資源循環協会 専務理事兼事務局長 木下 勝功 氏

###### (2) 生物多様性と外来種講習会 in 丹波

※兵庫県外来生物対策協議会、農都ささやま外来生物対策協議会と共催

- ア 日 時 令和4年11月10日(木) 13:30～17:00
- イ 場 所 四季の森生涯学習センター(丹波篠山市)
- ウ 参加者数 144名(講師等含む)
- エ 内 容
  - (ア) 特別講演「生物多様性の保全と外来種の危機」  
講師：国立環境研究所生物多様性領域生態リスク評価・対策研究室室長 五箇 公一 氏
  - (イ) ポスターセッション 9団体
  - (ウ) 講演：「森林動物研究センターにおける外来哺乳類の研究」  
講師：兵庫県森林動物研究センター 部長 横山 真弓 氏

- (エ) 講演：「篠山城における外来種の危機と取組」  
講師 (株) 自然回復 取締役 三根 佳奈子 氏
- (オ) パネルディスカッション・意見交換



研修会の様子



ポスターセッションの様子

## <淡路支部(会員数：21)>

### 1 支部総会の開催

- (1) 日 時 令和4年10月21日(金)
- (2) 場 所 洲本総合庁舎5階多目的ホール1・2
- (3) 参加者数 13名
- (4) 内 容 令和3年度支部事業・決算報告  
令和4年度事業・予算協議など



支部総会・研修会の様子

### 2 支部研修会の開催(支部総会と同時開催)

- (1) 参加者数 13名
- (2) 内 容 演題：「大阪湾広域臨海環境整備センターの事業の概要と環境への取組」  
講師：大阪湾広域臨海環境整備センター 課長 飯野 博夫 氏

### 3 環境保全活動への支援

- (1) 環境にやさしい資材及び環境保全啓発のための資材を配布した。
- (2) 「環境立島淡路」での普及啓発活動として、「淡路環境のつどい」に協賛した。

## [部会事業]

### <漁業団体部会>

#### 1 漁業者の森づくり・除伐作業の実施(共同団体：生活協同組合コープこうべ 他)

- (1) 日 時 令和4年12月3日(土)
- (2) 場 所 雌岡山(神出神社)
- (3) 参加者数 89名
- (4) 内 容

「豊かな森が豊かな海を育てます」を合い言葉に、漁業関係者による森づくりを盛り上げ、漁場環境保全への一層の理解を深めるため、部会員並びにコープこうべ組合員等の参加者により、兵庫県内の未整備の森林において除伐作業を行った。



除伐作業の様子

## <環境調査部会>

### 1 見学研修会の開催

- (1) 日 時 令和4年11月11日（金）
- (2) 場 所 KIITO（会場説明等）、AQUARIUM x ART átoa
- (3) 参加者数 18名
- (4) 内 容

環境の保全に関する思想の普及、及び意識の高揚を図ることを目的として、兵庫県計量協会 環境計量証明部会と合同で見学研修会を実施した。

AQUARIUM x ART átoa では、バックヤードでの水処理や環境保全への取組に関連する施設の見学、飼育生物に関すること、生物の生態や生態系に関することについて学んだ。



施設見学の様子

## <住民・衛生団体部会>

### 1 豊岡市環境衛生推進協議会 研修会の開催

- (1) 日 時 令和4年9月26日（月）
- (2) 場 所 豊岡市立市民会館 4階 大会議室
- (3) 参加者数 20名
- (4) 内 容 演題：「ゴミ削減 ～クリーンステーションからのゴミの旅～」  
講師：黒谷 静佳 氏

### 2 三木市保健衛生推進協議会 三木金物まつり 2022 における啓発事業

- (1) 日 時 令和4年11月5日（土）、6日（日）
- (2) 場 所 三木山総合公園
- (3) 参加人数 約100名
- (4) 内 容 地域環境の美化を推進及び環境に対する市民の意識高揚を図るため、市民団体と協同し、三木金物まつり 2022 にてブース出展・啓発活動を行い、事業の主旨に賛同・登録していただいた方に対して、先着順に啓発用資材を配布した。





## 令和4年度収支決算（案）

（収入の部）

科 目	決 算 額	当 初 予 算 額	増 減	摘 要
会 費	9,765,000	9,826,000	△ 61,000	当初491会員 ※増減について:入・退会員の会費額の 差異及び会費額変更による差異
繰 越 金	6,427,808	6,427,808	0	
雑 収 入	52,578	40,075	12,503	手引販売代等
計	16,245,386	16,293,883	△ 48,497	

（支出の部）

科 目	決 算 額	当 初 予 算 額	増 減	摘 要
会 議 費	648,680	535,000	113,680	総会開催費等
管 理 費	3,244,099	3,220,000	24,099	事務費、旅費、郵送料、人件費等
事業推進費	7,751,919	9,569,000	△ 1,817,081	各事業執行費
予 備 費	0	2,969,883	△ 2,969,883	(会費入金までの事務執行費として)
計	11,644,698	16,293,883	△ 4,649,185	

（差引）

科 目	決 算 額	摘 要
収 入 額	16,245,386	
支 出 額	11,644,698	
差 引 額	4,600,688	次年度に繰越

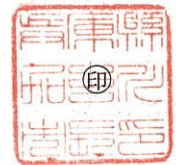
# 監査報告

ひょうご環境保全連絡会の令和4年度収支決算書について、証憑書類ならびに帳簿等につき監査したところ、収支状況は正確であることを認める。

令和5年4月17日

監 事 加 古 川 市 長

岡 田 康 裕



監 事 兵庫県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長

渡 部 完



監 事 大阪ガス(株) 総務部環境管理室長

佐 賀 義 能



## 令和5年度事業計画(案)

### 1 研修会等の開催

会員が相互に協力、行動し、“豊かで美しいひょうご”の実現を目指すため、環境先導社会を構築するための4つのキーワード、「自然共生」、「循環」、「脱炭素」及び「安全・快適」を主要なテーマとした研修会等を、全体、あるいは支部別、部会別を実施する。

### 2 情報の発信、共有等

#### (1) 情報配信等

本会ホームページ等を活用し、環境保全に関する情報や本会の活動等を発信する。

#### (2) 環境保全団体等との連携、情報共有等

(公財)ひょうご環境創造協会、(公社)瀬戸内海環境保全協会等の環境保全団体等と連携し、情報共有を図る。

### 3 普及啓発活動

#### (1) エコドライブ運動等の推進

アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブや、電気自動車や燃料電池自動車を含む次世代自動車への乗り換えを推進するため、本会内に設置している「兵庫県エコドライブ運動推進本部」において、県民への啓発活動を行う。

ア 道路情報提供装置(電光掲示板)におけるエコドライブ啓発

イ 普及啓発品の作成・提供、所有するエコドライブシュミレーターの貸出によるエコドライブ啓発キャンペーンへの支援

ウ 関係機関(阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会等)と連携した次世代自動車の普及・推進

#### (2) 環境学習の実施

環境活動に関心をもつことができるような機会の提供や、次世代の環境保全活動を担う人材育成をより一層推進するため事業を展開する。

ア 「いえしま☆わくわく自然体験」の実施

県立いえしま自然体験センターと連携し、瀬戸内海の家島諸島を舞台として、海に親しむ様々な体験を通じ、自然環境について考える機会を提供する。

イ 幼児に対する環境啓発活動の展開

本会で作成した幼児向けの環境紙芝居「アマモのもりへのぼうけん」を活用し、イベント等にて活用する。

#### (3) 広報資料等の配布

ア 環境保全に関する意識高揚のため、主要トピックスに関するパンフレットの作成及び配布を行う。

イ 法改正等の状況をふまえ「水質汚濁防止法等の手引」等の改訂及び配布を行う。

#### 4 県、市町及び関係団体事業に対する協力及び支援

(1) 環境保全活動の支援

県下各地域で行われる環境の保全と創造に資する環境保全活動に対して、活動費や資材購入費の助成等を行うことで活動内容の充実を支援する。(5月10日から助成団体募集開始)

(2) 瀬戸内海環境保全活動への支援

各種団体等が実施する瀬戸内海の環境保全や意識の高揚に役立つ事業に対して、積極的に参画し、支援する。特に、令和5年に瀬戸内海環境保全特別措置法制定50周年を迎えることから、同記念事業の主催者である瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携し、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための様々な取組に積極的に参画する。

(3) ひょうご豊かな海づくり県民会議（仮称）への協力

豊かな海のための取組を地域に理解してもらうため、兵庫県が主体となって実施する同会議の取組に協力する。

(4) クリーンアップひょうごキャンペーンへの協賛

美しい街づくりやひょうごのイメージアップを図るため、県下全域における環境美化統一キャンペーンである同キャンペーンに協賛する。

(5) 中高生が行う調査活動等への支援

県内の環境に関心を向ける学生が実施する調査活動等を支援する。

(6) その他

本会の目的と合致すると認められる事業に協力し、支援する。

## 令和5年度収支予算（案）

(収入の部)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
会 費	9,705,000	9,826,000	△ 121,000	485会員 (令和5年度当初会員数)
繰越金	4,598,079	6,427,808	△ 1,829,729	
雑収入	39,075	40,075	△ 1,000	手引販売代等
計	14,342,154	16,293,883	△ 1,951,729	

(支出の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
会 議 費	585,000	535,000	50,000	総会開催費等
管 理 費	3,183,000	3,220,000	△ 37,000	事務費、旅費、郵送料、人件費等
事業推進費	8,716,000	9,569,000	△ 853,000	各事業執行費
予 備 費	1,858,154	2,969,883	△ 1,111,729	(会費入金までの事業執行費として)
計	14,342,154	16,293,883	△ 1,951,729	



## 役員改選（案）

### 役員名簿

（敬称略）

役員名		役員氏名	所属団体役職名	変更
理事	会長	齋藤元彦	兵庫県知事	
〃	副会長	小西達也	川崎重工業(株) 総務本部環境・エネルギー管理部長 (兵庫県環境保全管理者協会)	○
〃	〃	原岡謙一	(一社)兵庫県トラック協会会長	
〃	〃	田沼政男	兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長	
理事		久元喜造	神戸市長	
〃		清元秀泰	姫路市長	
〃		松本真	尼崎市長	○
〃		丸谷聡子	明石市長	○
〃		石井登志郎	西宮市長	
〃		山崎晴恵	宝塚市長	
〃		小寺博史	兵庫県商工会連合会会長	
〃		川崎博也	兵庫県商工会議所連合会会頭	○
〃		長尾真	(公社)兵庫県バス協会会長	
〃		木下紘一	(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会会長	
〃		長屋充	三菱重工業(株) シニアフェロー 神戸造船所長	
〃		若木明德	日本製鉄(株) 瀬戸内製鉄所 広畑地区 副所長	
〃		稲益裕修	関西熱化学(株) 常務取締役 加古川工場長	○
〃		橋本正人	(公財)ひょうご環境創造協会理事長	○
〃		浅野純一	関西電力(株) 火力事業本部火力運営部長	
〃		平野利幸	(株)クボタ阪神工場 副工場長	
〃		泥俊和	(株)神戸製鋼所 理事 安全・環境部長	
〃		菅範昭	兵庫県環境部長	
監事		岡田康裕	加古川市長	
〃		渡部完	兵庫県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	
〃		佐賀義能	大阪ガス(株) 総務部 環境管理室長	

※任期は、令和5年度の事業報告にかかる総会(令和6年6月)まで。

※変更欄の○印は令和4年度総会以降、所属団体役職者の交代等があった役員である。

#### 【参考】本会規約 抜粋

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 4名以内
  - (3) 理事 30名以内（会長、副会長を含む）
- 2 理事及び監事は、総会において会員のなかから選任する。

第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。





## ひょうご環境保全連絡会

規						約
会	計	処	理	規		程
会	費	に	関	す	る	規
幹	事	会	運	営	規	程
部	会	設	置	規		程
支	部	設	置	規		程
兵	庫	県	エコ	ドライブ	運動	推進
ひ	ょう	ご	環境	保全	活動	助成
					金	交付
						要領



## ひょうご環境保全連絡会規約

制 定 平成 26 年 6 月 25 日

改 正 令和 3 年 6 月 11 日

改 正 令和 4 年 6 月 13 日

### (名称)

第 1 条 本会は、ひょうご環境保全連絡会と称する。

### (目的)

第 2 条 本会は、会員が相互に協力し行動することによって、生活環境の保全に加え、温暖化防止、生物多様性及び資源循環等に関する思想の普及及び意識の高揚に努め、環境の保全と創造を総合的かつ効果的に推進することにより、“豊かで美しいひょうご”の実現を目指すことを目的とする。

### (事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境の保全に必要な事業の企画、立案、実践活動の実施
- (2) 環境の保全に関する思想の普及及び意識の高揚
- (3) 環境の保全に関する情報の収集及び交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同する県、市、町、関係団体及び事業者等で構成する。

2 会員は、幹事会の承認を得て入会し、総会において報告されるものとする。

### (役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 4 名以内
  - (3) 理事 30 名以内（会長、副会長を含む）
  - (4) 監事 3 名
- 2 理事及び監事は、総会において会員のなかから選任する。ただし、理事のうち 1 名は、兵庫県環境部長の職にあるものを充てる。
- 3 会長、副会長は、理事の互選による。

### (役員職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 役員については、あらかじめ指定された者が当該役員の職務を代行することができる。

### (役員任期)

第 7 条 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任する

までは前任者が職務を行うものとする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は、自ら意見を述べるができる。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回定期に開催するほか、必要に応じ開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長は出席した会員の中から選出する。
- 3 総会は、会員の過半数による出席及び第5項の規定に基づく委任状の提出(以下「出席等」という。)、又は会員の過半数による第6項の規定に基づく書面の提出(以下「書面の提出」という。)をもって成立し、議事は出席等をした者又は書面の提出をした者の過半数で決定する。
- 4 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
  - (1) 予算及び事業計画の決定
  - (2) 決算及び事業報告の承認
  - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 5 総会に出席できない会員は、委任状を提出し、代理人によって議決権を行使することができる。
- 6 会長は、特別な事情により総会に会員を招集することが困難であると会長が認めるときは、会長が総会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につき会員に書面の提出(電磁的方法を含む。)による議決権の行使を求めることができる。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

- 2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決定する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(幹事会)

第11条 本会に、本会の事業の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、役員が所属する団体等が推薦する者から会長が指名するものをもって充てる。

(部会)

第12条 本会に、多様な事業展開を図るため、部会を置くことができる。

(支部)

第13条 本会に、各地域に応じた事業を推進するため、地域毎に、支部を置くことができる。

(会計)

第14条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
ただし、本連絡会の設立時にあっては、平成26年6月25日から平成27年

3月31日までとする。

(会費)

第15条 会員は、別に定める会費を所定の期日までに納入するものとする。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県環境部水大気課に置く。

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

(補足)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月13日から施行する。



## 会計処理規程

制定 令和4年5月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、ひょうご環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）の会計処理を適正かつ円滑に行うことを目的とし、ひょうご環境保全連絡会規約第18条に基づき必要な事項を定める。

(口座の開設)

第2条 連絡会の口座は、株式会社三井住友銀行に開設するものとする。

(会計責任者)

第3条 会計事務を統括させるため、連絡会事務局に会計責任者を置く。

2 会計責任者は、事務局長とする。

(出納責任者及び出納員)

第4条 会計責任者の事務を補助するとともに、金銭の出納及び保管に関する事務を統括させるため、連絡会事務局に出納責任者を置く。

2 出納責任者は事務局次長とする。

3 金銭の出納及び保管に関する事務を行わせるため、連絡会事務局に出納員を置く。

4 出納員は出納責任者の指示を受けて、その業務を行うこととする。

(会計帳簿等)

第5条 会計責任者は、連絡会の財務の状況を明らかにするため、次に掲げる会計帳簿等を備えて、正確かつ明瞭に所要の事項を記録しなければならない。

(1) 収入経理簿

(2) 支出経理簿

(3) 預金出納帳

(4) その他必要な帳簿

(帳簿書類の保存)

第6条 会計帳簿等及び収入支出の関係書類は、5年間保存しなければならない。

(現金等の保管)

第7条 会計責任者は、現金、預金通帳その他これに類するものを厳重に保管しなければならない。

(金銭の過不足)

第8条 出納員は、会計年度ごとに1回以上、預貯金の残高と第5条(3)の預金出納帳との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(収入)

第9条 会計責任者は、収入しようとするときは、別に定める収入決定書により、収入金額等を明確にしなければならない。

2 収入金を領収したときは、領収書を発行しなければならない。ただし、金融機関への振込みの方法により入金する場合は、原則として領収書を発行しな

いものとする。

(督促)

第10条 会計責任者は、納入すべき金額を納期限までに完納しない者に対しては、督促し、収入の確保を図らなければならない。

(支出)

第11条 会計責任者は、支出しようとするときは、別に定める支出決定書により、支出金額等を明確にしたうえで決定しなければならない。

(支払方法)

第12条 出納員が金銭を支払う場合には、前条に基づき決定された支出決定書に基づき行わなければならない。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、現金払その他これによりがたい場合として会計責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(前金払)

第13条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 前金で支払をしなければ契約し難い請負、委託、購入及び借入に要する経費
- (2) その他前金払をしなければ事務の取扱に支障を来す経費

(概算払)

第14条 概算払をしなければ事務の取扱に支障を来す経費として会計責任者が認めるものについては、概算払とすることができる。

2 概算払を受けた者は、用件終了後、速やかに関係書類を事務局に提出し、精算しなければならない。なお、精算残金があるときは、同時に返納しなければならない。

(資金前渡)

第15条 次に掲げる経費については、出納員に資金前渡をすることができる。

- (1) 謝金及びこれに類する経費
  - (2) 前号に掲げるもののほか、資金前渡で支払いをしなければ事務の取扱に支障を来す経費
- 2 資金前渡を必要とする場合には、予め第11条に基づく支出決定書を、資金前渡を行うこと及び資金前渡を受ける者を明記したうえで行わなければならない。
- 3 資金前渡を受けた者は、用件終了後、会計責任者に対して速やかに関係書類を添付し、精算しなければならない。

(物品)

第16条 物品は、現金以外は一切の動産をいう。

- 2 物品は、備品及び消耗品に分類する。
- 3 備品は、使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格が10万円以上の物品とする。
- 4 備品については、備品出納簿により、備品の出納状況を整理し、適正に管理しなければならない。



(購入等)

第17条 物品の購入、譲受又は修繕をしようとするときは、あらかじめ会計責任者の決裁を受けなければならない。

(備品の処分)

第18条 修理を加えても使用に耐えないと認められる備品又はその他の理由により不要となった備品を、売却又は廃棄しようとするときは、あらかじめ会計責任者の決裁を受けなければならない。

(契約の方法)

第19条 契約は、地方自治法及び地方自治法施行令並びに財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の規定に準じて行うものとする。

(旅費)

第20条 事務局職員等が連絡会用務のために業務命令を受けて出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費の計算等に関しては、原則として職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定によるものとする。

(収支決算)

第21条 会計責任者は、毎会計年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、収支決算書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、決算について監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(繰越)

第22条 連絡会の決算に余剰金があるときは、翌年度会計へ繰越すものとする。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、会計その他に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月12日から施行し、令和4年会計年度から適用する。



## 会費に関する規程

制 定 平成26年6月25日  
改 正 令和元年5月10日

ひょうご環境保全連絡会規約第15条に規定する会員の会費は、この規程に定めるところによる。

(会費)

第1条 会員の会費は、年額とし、別紙のとおりとする。

(納入期日)

第2条 本会の会費は、毎年7月末までに納入しなければならない。

2 年度途中で加入したときは、加入月日にかかわらず、加入後速やかに年会費を納入しなければならない。

3 年度途中で会費額の変更等の事由が生じたとき、もしくは退会したときは、既に納入された会費は返還しないものとする。

附 則

本規程は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年5月10日から施行する。

会員種別		会費(年額)	
1	兵庫県	550,000 円	
2	市町		
	(1) 神戸市	60,000 円	
	(2) 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法上の政令市(神戸市を除く)	40,000 円	
	(3) 上記以外の市(豊岡市、養父市を除く)	30,000 円	
	(4) 豊岡市、養父市	16,000 円	
	(5) 町(新温泉町、香美町を除く)	15,000 円	
	(6) 新温泉町、香美町	8,000 円	
3	(一社)兵庫県トラック協会	35,000 円	
4	兵庫県漁業協同組合連合会	35,000 円	
5	兵庫県内水面漁業協同組合連合会	15,000 円	
6	各種団体		
	(1) 事務局の職員数 10名以上	35,000 円	
	(2) 事務局の職員数 5名以上10名未満	20,000 円	
	(3) 事務局の職員数 5名未満	8,000 円	
7	工場・事業場		
	〔最大排出ガス量〕	〔最大排水量〕	
	(1) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	1万m <sup>3</sup> /日以上	60,000 円
	(2) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	50,000 円
	(3) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	5千m <sup>3</sup> /日未満	40,000 円
	(4) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	—	35,000 円
	(5) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	1万m <sup>3</sup> /日以上	50,000 円
	(6) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	40,000 円
	(7) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日未満	25,000 円
	(8) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	—	20,000 円
	(9) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	1万m <sup>3</sup> /日以上	40,000 円
	(10) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	25,000 円
	(11) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日未満	15,000 円
	(12) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	—	8,000 円
	(13) —	1万m <sup>3</sup> /日以上	35,000 円
	(14) —	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	20,000 円
(15) —	5千m <sup>3</sup> /日未満	8,000 円	
(16) 上記に該当しない工場・事業場		8,000 円	
8	運輸関係事業場(自家用自動車使用者を含む)		
	(1) バス・トラック使用台数 200台以上	35,000 円	
	(2) バス・トラック使用台数 100台以上200台未満	20,000 円	
	(3) バス・トラック使用台数 100台未満	8,000 円	
9	調査・処理計測機器等に関する事業場		
	(1) 従業員数 40名以上	35,000 円	
	(2) 従業員数 20名以上40名未満	20,000 円	
	(3) 従業員数 20名未満	8,000 円	

## 幹事会運営規程

制 定 平成26年6月25日  
改 正 平成27年5月15日  
改 正 平成28年5月17日  
改 正 平成29年5月12日  
改 正 平成30年5月11日  
改 正 令和元年5月10日  
改 正 令和2年4月20日  
改 正 令和3年5月14日  
改 正 令和4年5月12日  
改 正 令和5年6月5日

ひょうご環境保全連絡会(以下「連絡会」という。)規約第11条の規定に基づく幹事会の運営を、次のように定める。

(構成)

第1条 幹事は、別紙に掲げる者で構成する。

(会議の招集)

第2条 幹事会の招集は、兵庫県環境部長の職にある理事が行い、幹事会の議長となる。

2 幹事会で協議した事項は、各幹事から役員に報告するものとする。

(幹事会の庶務)

第3条 幹事会の庶務は、連絡会の事務局が行う。

附 則

本規程は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

本規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

本規程は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

本規程は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

本規程は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

本規程は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

本規程は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

本規程は、令和5年6月5日から施行する。

## ひょうご環境保全連絡会幹事名簿

所 属	職
兵庫県	水大気課長
神戸市	環境保全課長
姫路市	環境政策室主幹
尼崎市	環境保全課長
明石市	環境保全課長
西宮市	環境保全課長
加古川市	環境保全課長
宝塚市	環境政策課長
兵庫県漁業協同組合連合会	指導部豊かな海づくり担当課長
兵庫県内水面漁業協同組合連合会	事務局長
兵庫県環境保全管理者協会	事務局長
兵庫県商工会議所連合会	神戸商工会議所理事・産業部長
兵庫県商工会連合会	専務理事
(一社)兵庫県トラック協会	業務部次長
(公社)兵庫県バス協会	専務理事
(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会	常務理事
川崎重工業(株)	環境・エネルギー管理部 環境エネルギー推進課
日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所 広畑地区	安全環境防災部環境防災室長
三菱重工業(株)神戸造船所	安全環境施設管理グループ 主席技師
関西熱化学(株)加古川工場	環境保安部長
(公財)ひょうご環境創造協会	常務理事兼環境創造部長
大阪ガス(株)	総務部 環境管理室長
関西電力(株)	火力事業本部火力運営部門発電グループチーフマネージャー
(株)クボタ阪神工場	尼崎設備安全担当課長
(株)神戸製鋼所	安全・環境部環境防災グループ次長
神戸県民センター	県民交流室室長補佐兼県民・産業振興課長
阪神北県民局	県民交流室室長補佐兼環境課長
東播磨県民局	地域振興室環境課長
北播磨県民局	県民交流室環境課長
西播磨県民局	県民交流室環境課長
但馬県民局	地域政策室室長補佐兼環境課長
丹波県民局	県民交流室室長補佐兼環境課長
淡路県民局	交流渦潮室環境課長

## 部会設置規程

制 定 平成26年6月25日  
改 正 令和2年4月20日

ひょうご環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）規約第12条の規定に基づく部会の設置について、次のように定める。

### （設置）

第1条 連絡会に次の部会を置く。

事業場部会  
運輸関係部会  
漁業団体部会  
住民・衛生団体部会  
環境調査部会  
行政部会

### （構成）

第2条 事業場部会、運輸関係部会、漁業団体部会、住民・衛生団体部会、環境調査部会、行政部会（以下「各部会」という。）は、連絡会のそれぞれの会員で構成する。

2 各部会は、連絡会の関係事業の計画及び実施について協議する。

### （部会長）

第3条 各部会（住民・衛生団体部会を除く。第5項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に部会長を置く。

2 部会長は、各部会に所属する役員との互選とする。

3 部会長は、必要に応じそれぞれ各部会を招集し、その議長となる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する役員がその職務を代行する。

5 会長、副会長及び兵庫県環境部長の職にある理事は、各部会に出席し、意見を述べることができる。

6 各部会で協議した事項は、部会長より会長に報告するものとする。

### （各部会の庶務）

第4条 各部会の庶務は、各部会長が所属する団体等が行う。

### 附 則

本規程は、平成26年6月25日から施行する。

### 附 則

本規程は、令和2年4月20日から施行する。





## 支部設置規程

制 定 平成26年6月25日

ひょうご環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）規約第13条の規定に基づく支部の設置について次のように定める。

### （設置）

第1条 連絡会に次の支部を置く。

神戸支部  
阪神支部  
東播磨支部  
北播磨支部  
西播磨支部  
但馬支部  
丹波支部  
淡路支部

2 支部が管轄する地域は、神戸市及び兵庫県各県民局の管轄地域と同一とする。

### （事業）

第2条 支部は、地域会員の相互協力を図り、支部が管轄する地域において、規約第3条に基づく事業について、当該地域に応じた事業（ただし、連絡会本部事業を除く。）を必要に応じ、行うことができるものとする。

2 支部の事業の実施については、あらかじめ実施計画書を会長に提出し、その承認を得るものとする。

3 支部の事業が完了したときは、実績報告書を会長に提出するものとする。

### （費用）

第3条 支部の事業に要する費用については、連絡会が負担する。

2 支部は、実施計画書に基づく事業に要する費用について、あらかじめ、会長に請求することができる。

3 支部は、事業が完了したときは、精算報告書を提出するものとする。

### （支部長）

第4条 支部に支部長を置く。

2 支部長は、支部に所属する会員の互選による。

3 支部長は、必要に応じ、支部会を招集し、その議長となる。

4 支部長に事故があるとき、あらかじめ支部長の指名する支部会員がその職務を代行する。

5 支部で協議した事項は、支部長から会長に報告するものとする。

### （支部の庶務）

第5条 各支部の庶務は、各支部長が所属する団体等が行う。

### （分会）

第6条 各支部に、必要に応じ分会を置くことができる。

2 この場合、第2条から前条までの規定中「支部」とあるのは「支部分会」と、「支部長」とあるのは「支部分会長」とする。

附 則  
本規程は、平成26年 6 月25日から施行する。

## 兵庫県エコドライブ運動推進本部規程

制 定 平成26年6月25日

### (目的)

第1条 県民・事業者・行政一体となって、アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブの実践活動及び啓発活動を推進するために、「ひょうご環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）」のなかに、「兵庫県エコドライブ運動推進本部（以下、「推進本部」という。）」を設置する。

### (事業)

第2条 推進本部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) エコドライブの率先実施に関すること
- (2) エコドライブの啓発活動に関すること
- (3) その他、推進本部の目的達成に必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 推進本部は、エコドライブを先導的に実践する会員で構成する。

### (役員)

第4条 推進本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
  - (2) 副本部長 4名以内
- 2 本部長及び副本部長は、連絡会の会長及び副会長をもって充てる。

### (庶務)

第5条 推進本部の庶務は、連絡会の事務局が行う。

### 附 則

本規程は、平成26年6月25日から施行する。



## ひょうご環境保全活動助成金交付要領

制 定 平成26年8月1日  
改 正 平成27年6月23日  
改 正 令和元年5月10日

### (目的)

第1条 この助成金は、環境の保全と創造に関する活動を行っている団体に対し、その活動経費の一部を助成し、環境保全活動の一層の拡充を図ることにより、環境の保全と創造に資することを目的とする。

### (助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、以下に示すすべての要件に該当するものとする。

ただし、過去にひょうご環境保全連絡会（以下、「連絡会」という。）または連絡会の前身団体である兵庫県大気環境保全連絡協議会及び兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会のいずれかからの助成をあわせて5回以上受けている団体は原則として対象外とする。

- (1) 会則または規約等を有していること
- (2) 団体としての意志決定により事業執行ができ、確実な経理処理ができること
- (3) 活動の本拠地が県内にあり、県内で活動する団体であること

### (助成対象活動)

第3条 助成対象となる活動は、以下に示す活動のいずれかに該当するものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する思想の普及及び意識の高揚のための活動
- (2) 環境の保全と創造に関する情報の収集及び交換のための活動
- (3) 環境の保全と創造に関する調査研究活動
- (4) その他選考委員会が本要領の目的に合致すると認めた活動

### (助成対象外活動)

第4条 第3条の規定に該当する活動のうち以下に示す活動のいずれかに該当するものについては助成の対象とはならないものとする。

- (1) 公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
- (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
- (3) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- (4) その他選考委員会が適当でないと認めた活動

### (助成金交付の対象経費)

第5条 助成金は、次の各号に掲げる活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 講師及び指導者に対する謝礼及び旅費
- (2) 活動のための印刷費及び消耗品等の購入費
- (3) 活動のために使用する会場、車両又は備品等の借上料
- (4) 活動のための保険料及び郵送料
- (5) その他活動に必要と認められる経費

(申請書の提出)

第6条 助成を受けようとする団体の代表者は、助成金交付申請書(様式1)をひょうご環境保全連絡会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第7条 会長は、申請書を受理し適当と認めるときは、選考委員会の審査により交付の決定を行い通知する。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、会長、副会長の所属する団体の幹事で構成する。選考委員会委員長は会長の所属する団体の幹事とし、委員長がこれを招集する。委員長は、幹事の所属する団体から指名した者を選考委員に加えることができる。

2 選考委員は20名以内とする。

3 委員長は、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、選考委員会を開催したものとみなすことができる。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、第11条の実績報告書を受領後に交付する。ただし、活動内容から、事後では不都合となる場合には申請者の申し出により事前に交付することができる。

(助成金の限度額)

第10条 一団体一会計年度10万円を限度とし、ひょうご環境保全連絡会の予算の範囲内で交付する。

(報告書の提出)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体の代表者は、助成対象の活動が終了したときは、すみやかに、実績報告書(様式2)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の一部または全部を返還させることができる。

(1) 助成金を目的外に使用したとき

(2) 申請書又は報告書に虚偽の記載があったとき

(3) 助成金交付の条件に違反したとき

(4) 助成金交付後活動を中止したとき

(その他)

第13条 その他必要な事項については、選考委員会で協議、決定するものとする。

附 則

本要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

本要領は、令和元年5月10日から施行する。

